

1. オーストラリア・ビクトリア州における死因究明体制と死後CTの役割

——死後CT画像が当事者および関係者に及ぼす影響

Chris O'Donnell ビクトリア法医学研究所死体専門放射線科医

飯野 守男 鳥取大学医学部法医学分野, 元ビクトリア法医学研究所客員研究員

コロナー制度と ビクトリア法医学研究所

オーストラリアは世界最先端の死因究明制度を持ち、その中でもビクトリア州の制度は先進的で、その制度を支える死因究明機関がビクトリア法医学研究所 (Victorian Institute of Forensic Medicine: VIFM) である。現行制度は2009年から施行された「新コロナー法」¹⁾により規定されたもので、非自然死体の初期段階の検査として行われる“予備検査”の中に死後画像診断が義務付けられるなど、“死因究明先進国”²⁾の名にふさわしい制度となっている。ビクトリア州における非自然死体の取り扱

いの流れを図1に示す。

“コロナー (Coroner)”とは、コロナー法により定められた死因究明を行う公的職務であり、ビクトリア州においては裁判官の中から任命される。コロナーの職務には、死因の診断のみならず、身元不明死体の身元調査も含まれる (表1)。コロナーは死因に関する最終判断を行う責任者であるが、実際の解剖や検査は州内唯一の法医学機関であるVIFMで行われる。このことから、コロナー制度とVIFMは切っても切れない密接な関係にある^{3), 4)}。VIFMは司法省が管轄する機関であり、法科学・法医学を扱い、その専門的サービスを提供するほか、教育・研究機関としての側面も持っている。

VIFMではコロナーに届出のあったすべての事例について、コロナーの命令により死因を究明する。2013年度は全体で6030例の取り扱いがあり、このうち解剖例は2878例 (48%)、CT検査が行われたのは5360例 (89%)であった。死因の種類による内訳は、自然死 (病死) が45%、不慮の事故が18%、自殺が13%、他殺が1%であった⁵⁾ (図2)。コロナーおよび死因診断を担

当する法医学者は、最終的な死因を自然死 (病死) と診断する場合は、遺族に対して説明可能な病名を診断する必要がある。一方で非自然死の場合は、死因や死因の種類 (自殺・他殺・事故など) や、被害者の遺族もしくは被疑者に対して納得のいく説明をする必要がある。また、身元不明死体に関しては、正確かつ迅速な身元確認作業が求められる。さらに、感染症や製品事故などは、地域社会へ情報を提供することで、公衆衛生や公共安全につながる。

VIFMでは、2005年に死後画像診断専用のCT装置が設置されて以来、CT画像が多く用途に利用されてきた⁶⁾。本稿では、死後CT画像が関係者・当事者に対してそれぞれどのような役目を果たしてきたのかを、VIFMで経験した事例を基に紹介する。

死後画像診断がコロナー調査の当事者と関係者に与える影響

コロナーの調査には、表2に示すとおり、多くの当事者・関係者 (法的問題の結論に関して利害関係のある個人あるいは組織) が存在する。これら関係者に

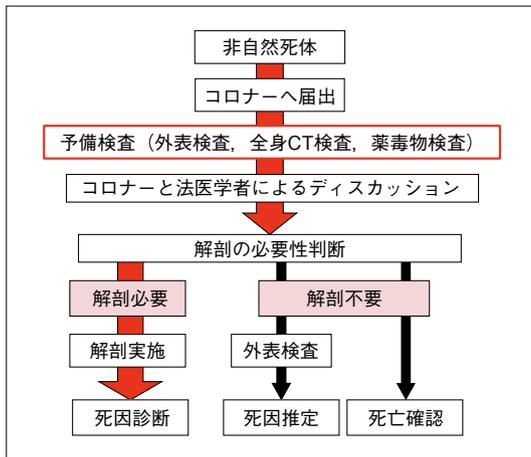


図1 オーストラリア・ビクトリア州のコロナー制度における非自然死体取り扱いの流れ

すべての非自然死体はコロナーへ届けられ、法医学研究所 (VIFM) で科学的検査が行われる。予備検査として、外表検査のみならず全身のCT検査が行われる。解剖の必要性の判断は、予備検査の結果を基に法医学者の意見を聞き、遺族の意向も考慮した上で、コロナーが判断する。

表1 コロナーの調査対象 (オーストラリア・ビクトリア州)

対象	調査内容
非自然死体, 暴行死, 犯罪死 原因不明の突然死, 法的拘束下の死亡	死因, 死因の種類* 死に至る機序
身元不明死体	身元調査, 身元確認

*死因の種類: 病死, 事故, 自殺, 他殺などの区別のこと